

2007年6月13日

ジェトロ総務部

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
CSRに関するワーキンググループ開催報告

1. 日時: 2007年5月16日 15:30~17:30

2. 参加者: 吉田委員、満田委員、宮崎委員

ジェトロ側 事務局(植田総務部主幹、藤崎主査、田口)

3. 配布資料:

ジェトロ貿易・投資促進事業に関するガイドライン(通称“CSR”分野)骨子(案) (満田委員作成)

JETRO ガイドラインの構成と基本的事項に含めるべきポイントについて(案) (ジェトロ作成)

貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条例等の例(案)

4. ディスカッションのポイント

1) 今回のWGにおいては、ジェトロ及び満田委員作成のペーパーを元にガイドラインに盛り込むべき項目・内容について議論を行った。議論のポイントは以下のとおり。

全体構成について、ジェトロ側より作成したペーパーに基づき、基本的事項と案件形成調査の二部構成を提案したところ、以下のような意見があった。

- ・ ガイドラインの構成については、全体にかかるテーマであることから、委員会で議論すべき。ただし、貿易投資促進事業はジェトロの本来業務であり、活動の大半を占めることから独立させ、1.基本事項(ガイドラインについての考え方、位置付け、理念・目的等)、2.貿易投資促進事業、3.案件形成調査事業の三部構成にするのも良いのではないかと。

- ・ 基本的事項(含む CSR 部分)に含めるべき内容は、基本的にジェトロ案にあるように、ガイドラインについての考え方、位置づけ、理念・目的などを含めるということで良いのではないかと。ただし、現在、案件形成調査事業の方においても議論が進められているので、調整が必要。

- ・ ジェトロ作成ペーパーは環境・社会的な「リスク」回避というニュアンスが強い。リスク回避は非常に重要ではあるが、ネガティブになりがち。よりポジティブに、グッド・プラクティスの推進を目指すというようなニュアンスを入れた方が、ジェトロ業務の性格にも合うし、CSR の文脈にも合うのではないかと。

ガイドラインは、企業の関係者が読んでみて参考となるような内容にすべき。そのため、以下のような考え方も含めることはどうか、との提案があった。

- ・ 経済、社会、環境のトリプルボトムラインに配慮することが基本的には企業の長期的な競争力の確保に繋がるという考え方

- ・ コンプライアンスを越えた、廃棄物の削減、環境管理システムの構築といった持続可能な開発に向けた企業の努力をジェトロも支援するという考え

上記 2 点については、経団連等の取組みや環境社会配慮に関する社会的背景を事実としてガイドラインの序論的部分に記載する等の方法が考えられる。本考え方の書きぶり、ガイドラインへの含め方については、それぞれ案を持ち寄り委員会で議論をする。

2)次回の委員会では、今回のWG報告を事務局がまとめ、全体構成や の含め方について委員会で議論を行うこととする。

以 上

ジェトロ貿易・投資促進事業に関するガイドライン（通称、“CSR”分野）
骨子（案）

1. 目的・位置づけ

- | |
|---|
| 1) ジェトロの社会的責任の認識
2) CSR 促進への貢献
3) 貿易・投資分野における環境社会配慮の促進 / 持続可能性の実現 |
|---|

ジェトロは、日本 海外の貿易・投資の健全で長期的な発展のためには、環境社会配慮は必要不可欠な要素であるという認識に立ち、ジェトロが行う各業務において環境社会配慮を組み込んでいく。

経済のグローバル化に伴い、アジア地域全体・地球規模の視点に立った環境社会配慮の必要性が高まってきている。このような認識に立ち、経済・環境・社会を一体のものとして地球規模の企業活動に組み込んでいくという CSR の議論が活発に行われており、国際的な規範やグッドプラクティスも充実してきている。ジェトロは、貿易・投資分野における様々な主体による CSR や環境社会配慮を支援することを通じて、これらの取組に貢献することにより、その社会的責任の一端を果たしていく。ジェトロは、その業務が特徴とする国際的な貿易・投資活動促進の強みを活かし、下記のように企業の CSR 促進への貢献を行っていく。

- a. 現在、ジェトロが行っている対企業コンサルティング・サービス等の日常業務の中に、負の環境社会影響の最小化に関する配慮、及び環境社会配慮のグッドプラクティス促進の視点を組み込んでいくこと。
- b. 特に中小企業が一社のみで対応することが難しい、環境対策・CSR 対応に関する諸情報を可能な範囲で提供すること。
- c. 海外への情報発信や地域経済への支援においては、開発途上国の環境社会配慮の向上につながる情報提供やキャパシティ・ビルディングなどを行うこと。これは開発途上国の現地企業の環境社会能力を向上させ、これが現地サプライヤーの選択の幅を広げ、は日系企業の利益にも通じる。

< 貿易・投資促進事業に関するガイドライン > は、これらの実現のための方針を示すものである（ ）。

案件形成分野におけるガイドラインの位置づけと統合できるか要検討。

2. ガイドラインの基本的考え方

- | |
|--------------------------------|
| 1) ジェトロとしての (C) SR の考え方
(略) |
|--------------------------------|

- | |
|------------------------------|
| 2) 企業の CSR の促進を通じた長期的な競争力の確保 |
|------------------------------|

国際的な企業活動を継続して行っていくためには、事業の経済的な側面のみならず環境・社会配慮も含めたトリプル・ボトムラインに基づく CSR の考え方が不可欠で

ある。

CSR の推進に当たっては、下記のような効果ある。

環境リスク回避、地域社会との紛争の回避、競争力と市場地位の向上、資本のアクセス向上、業務上の効率性向上とコストの削減、従業員の意欲向上、新商品・サービス市場の開拓、ビジネス・チャンス、人権問題への対応、労働問題への対応、レピュテーション・マネジメント、顧客の維持、ブランド価値の向上、優秀な人材の確保、環境規制（例えば RoHS 指令）への対応

このような認識のもとに、ジェトロが、各国の文脈や各企業の業種などに応じ CSR の促進を支援することにより、企業の長期的な競争力の確保が図られると考えられる。

cf)・日本経団連「海外進出に当たっての 10 の環境配慮事項」、「地球環境憲章」、「企業行動憲章」、

- ・経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書
- ・IFC「価値の開発」

3) 国際協力

アジア等諸外国における産業全体の環境社会配慮・CSR の能力向上は、当該国の持続可能な発展に貢献し、また当該国で事業活動を行う日系企業・現地企業の双方にとって Win-Win 関係を構築することにつながるため重要である。

このような認識にたち、ジェトロは情報提供や相談業務などを通じた各企業の CSR の取組推進への貢献を行う。

情報提供等の例：日系企業が行う公害対策の促進や環境管理体制の構築、サプライヤーへの要請 & 支援、従業員への質の高い教育・トレーニングなど

4) 法令遵守（コンプライアンス）

ジェトロは、以下のような認識にたち各企業がその事業活動の中で各国の関連法令を遵守できるよう、情報提供等を通じた支援を行う。

- 法令遵守は CSR の最低限の基準である。
- 明文化された法令のみならず、現地の慣習などに対する配慮も必要。
- 途上国における環境関連の規制は、エンド・オブ・パイプの旧来型の公害対策のみならず、廃棄物取引、野生生物種保護、資源管理、化学物質管理など、総合的になってきており留意が必要。

5) 国際基準 / 規範の遵守

ジェトロは、情報提供や相談業務などを通じ、各企業がその事業活動の種類に応じて、下記のような国際条約、国際・国内の基準 / 規範を参照・遵守・活用するように働きかける。

- a. 国連グローバル・コンパクト
- b. OECD 多国籍企業ガイドライン
- c. 日本経団連 地球環境憲章、企業行動憲章
- d. ILO の諸原則及び「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」
- e. IFC パフォーマンス基準 など

6) グッドプラクティスの推進

CSR は最低限の法令遵守はもとより、製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など多岐の活動にわたる。前述の通り、これらの多岐にわたる CSR の取組を可能な限り促進させることは、リスクを回避し、企業の競争力を高め、相手国の持続可能な経済活動にも資することになる。

これらの CSR の実現手段として、幅広いステークホルダーとの対話や情報公開に関しても、各国・各企業の性格に応じた多くの取組があり、ビジネスの価値を高めることに成功している。

以上のような認識にたち、ジェトロは、情報提供や相談業務などを通じ、各企業がその事業活動の種類に応じて、可能な範囲でこれらの分野におけるグッドプラクティスを推進するように働きかける。

cf)

- ・ 経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書
- ・ 日本経団連 CSR 推進ツール
- ・ IFC「「持続可能政策・パフォーマンス基準」
- ・ IFC「協議に関するグッドプラクティス・マニュアル」「ステークホルダー・エンゲージメントに関するグッドプラクティス・ハンドブック」 など

7) 情報公開とコミュニケーション

CSR の信頼性を支える取組の中で最も重要なものは、情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価とステークホルダーとの対話である。cf)「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」

ジェトロはこのような認識にたち、自らの業務に関する情報公開を進めると同時に、情報提供や相談業務などを通じ、各企業がその事業活動に関する情報公開とステークホルダーとのコミュニケーションを推進するように働きかける。

3. ジェトロの業務において実施する環境社会配慮とグッドプラクティスの推進

- 1) Outbound：輸出促進の業務
- 2) Outbound：海外進出支援
- 3) Inbound：開発途上国との貿易取引の拡大
- 4) Inbound：対日投資の促進

(1) 環境社会リスクの回避

ジェトロは自ら業務(上記の4分野)の中で、以下のような環境社会リスクを回避する。

- ・ 汚職・腐敗・賄賂の防止、不透明な金品の授受
- ・ 有害化学物質や特定農薬を含む製品の輸出
- ・ ・ ・(略) ジェトロペーパー参照

(2) グッドプラクティスの推進

ジェトロは、情報提供や相談業務などを通じて、可能な範囲で企業の行う環境社会配慮に関するグッドプラクティスに対する支援を行う。

(以下はその例示。)

- a. 環境管理体制の構築：排出源対策、クリーナー・プロダクション、資源リサイクルシステムの構築、ゼロエミッション、エネルギー利用削減、環境モニタリングシステムなどを含む
- b. 投資・貿易に当たっての環境影響に関する評価とそのフォローアップ
- c. 環境負荷の低減に配慮した、または資する製品の促進、適正な環境技術の移転、環境配慮型ビジネスの促進
- d. 雇用推進などを通じた社会的弱者への配慮
- e. サプライ・チェーンを通じた環境社会配慮、CSR 調達の推進
- f. 地元産業の環境管理・社会配慮体制構築に向けた支援
- g. 環境・安全・人権教育の推進
- h. 「適正農業規範」(Good Agricultural Practice) の推進：統合的有害生物管理などに基づく農薬の低減など
- i. 持続可能な生産について認証されている林業や水産業等からの原材料等の調達例：F S C 等森林認証、M S C 等の漁業認証、持続可能な養殖のための世銀・F A O 等のイニシアティブなど
- j. フェアトレードの原則などに基づく生産者配慮（生産者の社会的・経済的発展、労働環境・労働条件、生産地の環境保全など）
- k. 従業員、地元住民、サプライヤー、顧客などのステークホルダーとの対話の促進など

4. ジェトロが支持する、環境社会配慮の原則

- 1) 環境管理（公害対策）、生態系保全、気候変動への対処など
- 2) 社会配慮：労働・雇用、人権、周辺社会、少数民族、文化など
- 3) 情報公開、住民協議、環境管理システム、ステークホルダーとの対話、サプライ・チェーンを通じた環境社会配慮の推進

4. については、「案件形成調査」における議論なども踏まえ、JBIC、JICA などのオール・ジャパンとしての視点との整合性も考慮し、グローバル・コンパクトや経団連などの打ち出している原則、IFC「持続可能政策・パフォーマンス基準」なども参照して、起案することが適当か。

2. と統合することも検討。

以 上

(参考1)

グローバル・コンパクトの10の原則

http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_02.htm

原則1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。

原則2. 人権侵害に加担しない。

労働

原則3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。

原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。

原則5. 児童労働を実効的に廃止する。

原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

環境

原則7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。

原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。

原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

腐敗防止

原則10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

(参考2)

日本経団連「海外進出に当たっての10の環境配慮事項」

環境保全に対する積極的な姿勢の明示

進出先国の環境基準等の遵守とさらなる環境保全努力

環境アセスメントと事後評価のフィードバック

環境関連技術・ノウハウの移転促進

環境管理体制の整備

(環境対策に関する)情報の提供

環境問題をめぐるトラブルへの適切な対応

科学的・合理的な環境対策に資する諸活動への協力

環境配慮に対する企業広報の推進

環境配慮の取り組みに対する本社の理解と支援体制の整備

(参考3)

日本経団連「地球環境憲章」

前文、基本理念、行動指針からなる。産業界、学界、官界挙げて環境保全と持続可能な発展の両立、日本の経験を踏まえた国際的な環境対策への積極的な参加など行動指針は、以下のパーツからなる。

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| • 環境問題に関する経営方針 | • 技術開発等 | • 社会との共生 |
| • 社内体制 | • 技術移転 | • 海外事業展開 |
| • 環境影響への配慮 | • 緊急時対応 | • 環境政策への貢献 |
| | • 広報・啓蒙活動 | • 地球温暖化等への対応 |

(前文からの抜粋)

わが国は自国のみの環境保全の達成に満足することなく、産業界、学界、官界挙げて環境保全、省エネルギー、省資源の分野において革新的な技術開発に努めるとともに、環境保全と経済発展を両立させた経験を踏まえ、国際的な環境対策にも積極的に参加することが求められている。

『経団連は、会員企業に対し「企業行動憲章」「地球環境憲章」の遵守を働きかけ、企業への信頼の確立に努めるとともに、各国の政府・経済団体ならびに国際機関との対話を通じて、国際的な問題の解決と諸外国との経済関係の緊密化を図っています』(経団連としてのスタンス、ウェブページより)

(参考4)

経団連 企業行動憲章

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>

経団連としてのCSRの考え方、理念を打ち出している。

- ・ 社会的に有用な製品、サービス
- ・ 公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引
- ・ 社会とのコミュニケーション
- ・ 従業員の多様性、人格、個性の尊重
- ・ 環境問題への対応
- ・ 良き企業市民の実現
- ・ 国際ルールや現地の法律の遵守はもとより現地の文化や慣習の尊重 など

(参考5)

ILOの諸原則

- ・ 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第87号)
- ・ 団結権及び団体交渉についての原則の適用に関する条約(第98号)
- ・ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111号)
- ・ 雇用政策に関する条約(122号)
- ・ 就業の最低年齢に関する条約(第138号)
- ・ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号)
- ・ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111号)
- ・ 使用者の発意による雇用の終了に関する勧告(119号)
- ・ 雇用政策に関する条約(122号)
- ・ 就業の最低年齢に関する勧告(第146号)
- ・ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する勧告(第190号)

「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」

<http://www.ilo.org/public/english/employment/multi/download/japanese.pdf>

2007年5月25日

ジェトロ総務部

ジェトロ環境・社会配慮ガイドライン策定の背景と目的(案)

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO、以下ジェトロ)は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。そのルーツは我が国の民間貿易が再開されるに当たり海外の市場情報を調査する機関として1951年に設立された「財団法人海外市場調査会」に遡る。同調査会は、貿易振興に関連するいくつかの機関との合併を行い、1958年には我が国の貿易振興施策を一元的に実施する中核機関として、特殊法人日本貿易振興会が設立された。さらに、1998年7月に、わが国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合し、貿易・投資振興、地域・開発研究の推進を目指す総合機関となった。2002年(平成14年)12月には「独立行政法人日本貿易振興機構法」が国会で成立し、2003年(平成15年)10月1日に独立行政法人へ移行した。現在では、通商・貿易動向及び国としての政策ニーズ等を踏まえつつ、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談といった業務を行っている。

このようにジェトロが設立されて既に半世紀を越える年月が経過しているが、この間世界の情勢は大きな変貌を遂げてきた。1950年代から60年代にかけては欧米先進国そして日本が戦後の復興さらには高度経済成長を謳歌した時代であった。この高度成長の負の側面が深刻な産業公害であり、1972年にはストックホルムで国連人間環境会議が開催されている。戦後植民地から独立した開発途上国の多くは一次産品の輸出に依存する経済構造ゆえに相対的に経済の停滞を余儀なくされたが、その力が資源ナショナリズムとして噴出したのが1973年、79年の石油危機であった。急激な原油価格の値上がりで先進国経済はスタグフレーションに苦しめられるが、二次にわたる石油危機で最も深刻な打撃を被ったのは非産油途上国であった。1970年代から80年代にかけては、その一方で製造業製品を輸出することで高い経済成長を遂げる一群の途上国が出現する。後にアジア NIES と称されることになる韓国、台湾、香港、シンガポールといった諸国、地域がその代表である。1985年のプラザ合意以降の為替調整過程では日本を始めとする先進国、さらにはアジア NIES からの直接投資の急速な流入を背景として、ASEAN 諸国そして中国が目覚しい成長を開始する。そしてこの高度経済成長のうねりは今日ではインドにも及んでいる。

1980年代後半以降アジア諸国を中心に途上国が経済成長の波に乗る中で、国際社会の大きな懸念材料となってきたのがオゾン層の破壊や地球温暖化に代表される地球規模の環境問題である。急速に高まったこれらの問題への懸念を受けて、1992年にはリオデジャネイロで地球サミット(国連環境開発会議)が開催されたが、このサミットは先進国の責任を迫る南(途上国)と北(先進国)が鋭く対立する場となった。地球サミットの成果の一つである気候変動枠組み条約に関しては南北の深刻な対立を乗り越えて1997年に京都議定書が採択されている。同議定書は2005年に発効したが、これによって日本は第1約束期間(2008年～2012年)中に温室効果ガス排出量を1990年比6%の削減を求められている。地球温暖化が現実の危機であることは既に世の多く

の人々の認識するところとなっており、議定書締約国は温室効果ガスの着実な削減、そして将来に向けて議定書を離脱したアメリカや急激な成長を遂げている中国やインドにもガス削減への参加を呼びかける努力が求められている。

戦後の冷戦構造を反映する東西の途上国に対する援助競争も一つの背景として 1960 年代以降本格化した先進国による公的開発援助に関しては、それによって実施されとりわけ大規模なインフラ建設の環境、社会面の負の影響にも関心が向けられるようになった。1985 年には OECD の手でガイドラインが作成され、世界銀行やアジア開発銀行のような多国間援助機関も独自のガイドラインを制定している。1990 年代には日本の援助機関(国際協力事業団(JICA、当時)、海外経済協力基金(OECF、当時)も環境ガイドラインを制定、これらが 2000 年以降社会面への配慮にも力点を置く、国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)の環境・社会ガイドラインへ改定される。融資に際し環境社会配慮を求める動きは、今日では援助機関から輸出信用を供与する機関、さらには民間金融機関も対象とするものになってきており、これを象徴するのが国際金融公社(IFC)パフォーマンス基準、民間銀行の赤道原則の制定である。

1989 年のベルリンの壁崩壊で本格化する冷戦の終焉が結果としてもたらしたのは世界全体の市場化(グローバル化)であった。グローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力、などを調達し、世界全体でその製品を販売する巨大な世界企業を生み出しているが、これらの企業の行動が社会(とりわけ雇用)や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せた。企業の影響力が巨大になる一方で、政府部門に対しては「小さな政府」を求めるのが世界的趨勢である。結果として、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)がそれぞれの国や社会のあり方を反映しつつ、これまでになく強く問われる時代となっている。世界的には例えば、OECD が多国籍企業ガイドラインを策定し、アナン前国連事務総長の提唱で Global Compact が制定されている。日本国内では経済団体連合会が企業行動憲章を作成し、経済同友会は社会的責任経営を世に問うている。

ジェットロは 2007 年 4 月より開始された第 2 期中期計画(2007 年～2011 年)の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記しているが、これも時代の要請を受けたいわゆる当然のことである。本ガイドラインはジェットロが今後努力していく環境及び社会に配慮した業務運営をより確実なものとするため、具体的な責務そして可能な場合はその手続きを定めるものである。

JETRO ガイドラインの構成と基本的事項に含めるべきポイントについて(案)

1. 構成

基本的事項と案件形成調査の扱いとの二部構成とする。

貿易投資促進事業の扱い(CSR 的部分)については、基本的事項の中に含める。

2. 基本的事項において含めるべきポイント

JETROの事業は、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談など多岐に渡っており、それぞれにおいて異なった環境社会面におけるリスクが存在する。

JETROは、これら事業において生じ得る潜在的なリスクに対する配慮や、環境社会配慮に関する情報の蓄積や提供を通じて、自らの社会的責任を果たすと同時に、経済、社会、環境の持続可能な発展に貢献していく。

JETROの活動の大半を占める貿易、投資の促進事業については、担当する個々の職員が、それぞれの事業において生じ得るリスクを認識し、国際的な枠組みや条約、各国の法律、ベストプラクティス等を踏まえながら、これら事業を企画、実施していく。

具体的には、別表のとおり貿易・投資促進事業をその性質により、「outbound 我が国中小企業等の輸出促進」、「outbound 我が国中小企業等の海外進出支援」、「Inbound 開発途上国との貿易取引の拡大等」、「Inbound 対日投資の促進」の4つに分類を行い、それぞれの事業が有する潜在的なリスクを認識し、関連する国際的な枠組みや条約、各国の法律等を遵守し、事業に取り組んでいることを確認する。

さらに、内部において環境社会配慮に関する情報の蓄積を進めるとともに、職員の知見を高め、日々の貿易投資相談等において、環境社会配慮に取り組む企業等に対し情報提供やアドバイスを通じた支援を行っていく。

特に案件形成調査については、本ガイドラインに則って適切な環境社会配慮と情報公開を行っていく。

以上

< 貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例 > (案)

Outbound		Inbound		想定されるリスク	国際的な条約、枠組み等	
我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	開発途上国との貿易取引の拡大等	対日投資の促進			
				有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、IFCパフォーマンス基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
				有害廃棄物の輸出入		バーゼル条約
				製品使用後の有害廃棄物発生		IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令
				事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン
				危険・有害物質の使用		
				強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金 など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行		多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO)
				雇用における差別		
				危険、非衛生的な職場での雇用		
				事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施		
				用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生		国連グローバルコンパクト
				地域住民との自然資源利用の競合		
				災害や事故、緊急時の対応の不徹底		
				森林不法伐採、動植物の生育環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入		生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
				汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	
				バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論がある ような技術、製品の流入	カルタヘナ議定書	
				市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等	オーフス条約	